

意見書案第12号

地方分権改革に当たり地域経済等に配慮について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成21年6月19日提出

提出者議員	村	木	中
賛成者議員	谷	口	洋
〃	伊	澤	幸
〃	武	田	明
〃	増	山	宣
〃	石	黒	武
〃	仁	志	紘
〃	橋	本	順

## 地方分権改革に当たり地域経済等に配慮を求める意見書

政府は、昨年12月12日の閣議において、地方分権改革に関し地方分権改革推進委員会が提出した第2次勧告の内容どおり決定した。

その内容は、国の出先機関の事務・権限の見直しであり、北海道の行政・経済へ大きな影響を及ぼすことが懸念される。

また、今日の危機的雇用・経済情勢を考えると、国及び地方機関の積極的かつ一貫した雇用対策が地域経済には必要不可欠であり、その組織体制の維持強化を図るべきである。

地方分権改革は、本来、地域住民にとって重要であり、また、国と自治体との間で見直すべきものがあるとしたら、その整理は必要である。そして、地方分権を進めるに当たっては第1に「地方分権の理念」の明確化、第2に理念に基づく「国と地方の役割」の明確化が必要である。

具体的な視点として、住民生活の安定と向上が図られることを前提に、①国民の安全と安心の公共サービスの確立、②内需拡大のための地方経済の発展、③地方のセーフティネットの確立、④地域における雇用の維持・創出という観点が必要であり、何より「地方の目線」に基づく検討が必要である。また、国土の均衡ある発展、食の安定供給、産業振興などを初め公共サービスの量的、質的な低下を来さないことが重要と言える。

以上の観点から、地方分権改革の検討に当たっては下記の事項について取り組むことを求める。

### 記

- 1 安全安心の公共サービスの質的・量的低下を招かないこと。
- 2 地方のセーフティネットの確立を図ること。
- 3 地方経済の発展に寄与すること。そのため、国の直轄事業を維持し、国の機関は維持すること。
- 4 事務・権限と財源を含めて制度設計を行うこと。
- 5 雇用の安定・創出に関する機関等を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月 日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣  
総務大臣  
内閣府特命担当大臣